

特定事業所集中減算の流れ

特定事業所集中減算チェック用紙(様式1)の作成

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回(前期・後期)、様式1に必要事項を記載し、80%を超えているか否かの確認を行います。

対象サービス : 訪問介護 通所介護(地域密着型通所介護含む) 福祉用具貸与

前期 判定期間 … 3月1日から8月末日 報告期限 9月15日
(注:平成30年度前期分のみ4月1日から8月末日)

後期 判定期間 … 9月1日から2月末日 報告期限 3月15日



各サービス種類ごとの算定結果が、いずれか1つでも80%を超えた

NO

YES

提出は不要ですが、事業所にて5年間保存
注:現在減算ありの事業所が減算なしとなる場合には提出が必要です。

様式1を佐那河内村健康福祉課に提出
(1部は事業所で保存)

理由書も作成した場合は、様式2及び理由書も併せて提出

理由書等を村において審査

結果
【正当な理由と認める】

集中減算の対象としない

結果
【正当な理由と認めない】【理由なし】

集中減算の対象とする

減算適用期間

前期判定期間:10月~3月減算適用

後期判定期間: 4月~9月減算適用